

## ザ・税務調査

# 交際費と寄附金



最近では不況により、採用内定者に対して採用延期や採用取り消しといった状況が生じており、就職待機組にとっては辛い時代となりました。

しかし、企業によっては優秀な技能を持っている人をぜひ採用したいと言うことで、採用内定者に対してオリエンテーションと懇親会を開き、自社への就職を促す催し物を行っているところもあります。まだ勝ち組の会社も残っていましたね。

ある調査官は税務調査の中で、販売費一般管理費勘定の内容を検討しています。

特に福利厚生費と交際費の区分経理はきちんとしているか、また寄附金の処理は適切に行われているかを重点的に確認することにしました。

会社の稟議書を見ていたら、採用内定者に対しオリエンテーションと懇親会を開きたいとの稟議でした。

懇親会の費用は1人当たり10,000円を予定し、会社幹部と採用内定者とともに飲食を伴にすることにより会社の方針、企業理念等を認識させるとのことでした。

稟議は通り、決算末近くの時期に実施されています。

調査官はさっそく経理処理を確認することにしました。

調査対象年度ではなぜか仮払金の処理を行い、翌期ではそれを福利厚生費に振り替えています。その理由を経理担当者に聞いてみました。

調査官： 翌期の処理から見ると、この懇親会費は福利厚生費と認識されているようですが、今期はなぜそれを仮払金処理しているのですか？

担当者： 懇親会費が福利厚生費となるのか接待交際費となるのか部内で意見が分かれました。気が付いて見たら決算末が来てしまったので、やむを得ず仮払金としました。

何か問題でもありますか？

調査官： 懇親会費は採用内定者のためだそうですが、まだ従業員ではありませんから、租税特別措置法第61条の4第3項1号で規定している「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用は、交際費の範囲から除かれる」には該当しません。

従って、採用内定者は事業関係者に含まれますので、交際費に該当します。

担当者： そうなのですか？それでは翌期の処理を福利厚生費から接待交際費に振り替れば解決ですね。

調査官： そうではなくて、交際費等とは、接待交際行為の事実があった時に支出されているものを言いますので、今回の件は仮払金処理であっても交際費等になります。

従って、仮払金として処理していたとしても、交際費等として損金に認容した上で、交際費等の損金不算額の計算をやり直していただくこととなります。

担当者： それでは翌期の処理はどうしたらよいのですか。

調査官： 福利厚生費を交際費等に会計上振り替えます。そしてこの交際費は前期に認容されていますから重複しますので、税務調整により交際費否認（別表四で加算・留保）となります。

担当者： あくまでも接待交際等の事実があった時、その支払った金額は交際費等に該当するということですね。

調査官： その通りです。

交際費等かどうかを判定する場合、支払い先が得意先、仕入先その他事業に関係のある者等であるか、また、支払い目的が、事業関係者等との親睦の度を密にして、取引関係の円滑な進行を図るためであるかで見極めてください。

この事業に関係のある者等には、自社の役員や従業員、株主等も含まれますので注意が必要です。

ただ、従業員等への飲食の提供等は給与として課税される場合もあり、ま

た、通常の福利厚生費の範囲内であることもありますので、ケースバイケースで判断することになります。

租税特別措置法通達61の4で、従業員に常時支給される昼食等の費用は給与課税となっているので、交際費等には含まれないと規定されています。

担当者： 関連会社に経営の立て直しの一環として経済支援を実施すると約束し、決算末で支援金額がほぼ固まったので寄附金としていったん処理をしようと思いました。

ところが資金繰り等諸般の事情で支払いが一部翌期になることになったた

め、支援金額総額は変わりませんので未払寄附金に変更しています。

調査官： 寄附金はその支払いがされるまでの間、なかったものとするので法人税施行令第78条に規定されております。

従って、未払寄附金の部分については税務調整により申告書別表四で加算（まだ支払われていないため留保）しなければなりません。

担当官： 結果として、総額は変わらずに支援を行っていてもダメですか？

調査官： 当期の支出金額のみしか寄附金となりません。

担当官： ……。

寄附金の場合には経済的利益の供与も含まれますので、時価で評価した上で寄附金課税が行われます。

しかし、交際費等の場合には、事業に関係のある者等に対して経済的利益の供与が仮にあったとしても、接待、供応…のために支出するものを交際費等と規定していますので、支出が伴わないものは交際費等には該当しないと言う点で寄附金とは一線を画しています。

出典協力：(財)大蔵財務協会

参考文献：ザ・税務調査



## 租税教室

# マジックショー!

日時：8月3日(水) 午後1時30分

会場：幸文化センター(幸市民館)

定員：先着800名

**入場  
無料**

### 内 容

#### 第1部 租税教室

#### 「ボカボカ村の危機」

#### 第2部

#### 渋谷慶太マジックショー

※子ども対象のため大人のみ  
の入場はできません。



お問い合わせ

川崎南法人会

TEL 233-4852

<http://www.km-hojinkai.or.jp>

詳しくはホームページをご覧ください。